

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和6年9月版)								改定版 (令和7年10月版)								改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
コンクリート・コンクリート吹付けコグ	材料	使用デその他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	骨材 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、雪害冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	コンクリート・コンクリート吹付けコグ	材料	使用デその他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、雪害冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	誤記修正
コンクリート・コンクリート吹付けコグ	施工	必須	スランptest	JIS A 1101	スランptest 5 cm以上 8 cm未満 : 許容差±1.5cm スランptest 8 cm以上 18 cm以下 : 許容差±2.5cm スランptest 2.5 cm : 許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋軟弱コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランptestの結果が安定し良好な場合はその後スランptest試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	○	コンクリート・コンクリート吹付けコグ	施工	必須	スランptest	JIS A 1101	スランptest 5 cm以上 8 cm未満 : 許容差±1.5cm スランptest 8 cm以上 18 cm以下 : 許容差±2.5cm スランptest 2.5 cm : 許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋軟弱コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランptestの結果が安定し良好な場合はその後スランptest試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	○	誤記修正

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和6年9月版)							改定版 (令和7年10月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認		
覆工 工 コ セ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト (転 圧 コ ン ク リ ー ト を 除 く)	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 ※打設量が小規模の場合は別紙「日当たり打設量が小規模となるコンクリート工場の品質管理基準」による。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。	○	覆工 工 コ セ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト (転 圧 コ ン ク リ ー ト を 除 く)	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運転車から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。	○	誤記修正
覆工 工 コ セ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト (転 圧 コ ン ク リ ー ト を 除 く)	施 工	必 須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。	○	覆工 工 コ セ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト (転 圧 コ ン ク リ ー ト を 除 く)	施 工	必 須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。	○	誤記修正
3 既 成 杭 工	材 料	必 須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	○	3 既 成 杭 工	材 料	必 須	外観検査(鋼管杭(鋼管) ソイルセメント杭を含む) ・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	○	適用範囲の明確化		

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和6年9月版)							改定版 (令和7年10月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	概要	試験成績表等による確認	概要	試験成績表等による確認							
3 既成 杭 工	施 工	必 須	外観検査 (鋼管杭)	JIS A 5525	[円周溶接部の目違い] 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下			・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	3 既成 杭 工	施 工	必 須	外観検査 (鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭を含む))	JIS A 5525	[円周溶接部の目違い] 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下			・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	適用範囲の明確化
3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343 1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭を含む) ・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343 1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			適用範囲の明確化	
3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭を含む) ・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			適用範囲の明確化	
3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭を含む) の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。			適用範囲の明確化
3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70% (中掘り杭工法)、60% (プレローリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法) とする。	鉄料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	3 既成 杭 工	施 工	必 須	鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭を含む) ・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70% (中掘り杭工法)、60% (プレローリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法) とする。	鉄料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			適用範囲の明確化

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和6年9月版)								改定版 (令和7年10月版)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
3	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²		3	施工	必須	鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭を含む) ・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²		適用範囲の明確化
M27	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150㎡ごとに1回。なお、テストベースは打設場所を採取し、1回につき6本 (φ7…3本、φ28…3本) とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる		M27	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150㎡ごとに1回。なお、テストベースの採取は、1回につき6本 (φ7…3本、φ28…3本) とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる		誤記修正
30	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			30	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時			諸基準類との整合
31	施工	必須	かさばぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる	0.7cm以内	1,000㎡毎			31	施工	必須	かさばぐし深さ	「舗装再生便覧」	0.7cm以内	1,000㎡毎			諸基準類との整合
55	材料	その他	ゴムの物理試験 (防眩材)	JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	表13-3 ゴムの物理的性質参照	製造前製造会社の試験		○	55	材料	その他	ゴムの物理試験 (防眩材)	JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	表2-45 ゴムの物理的性質参照	製造前製造会社の試験		○	誤記修正